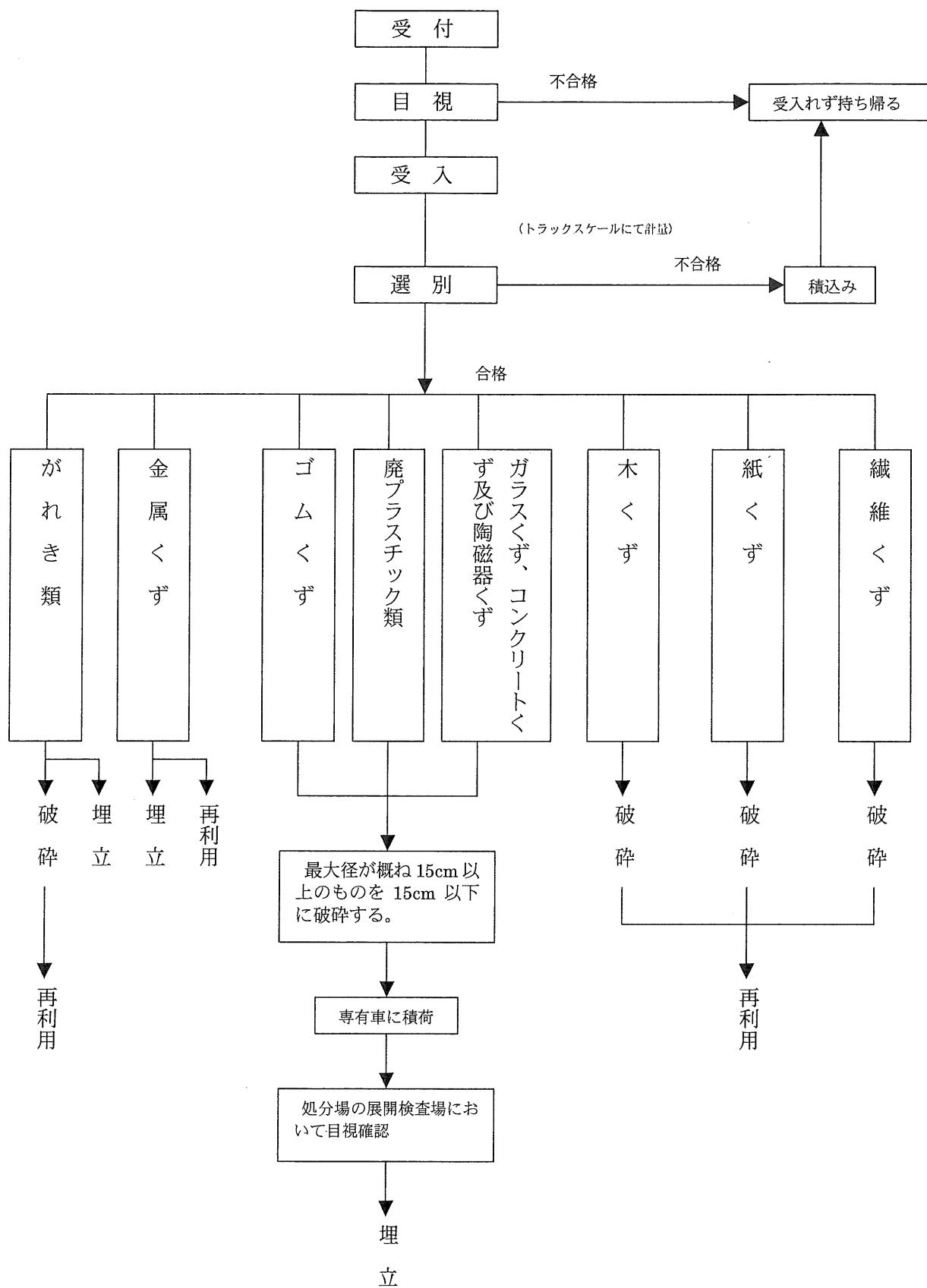


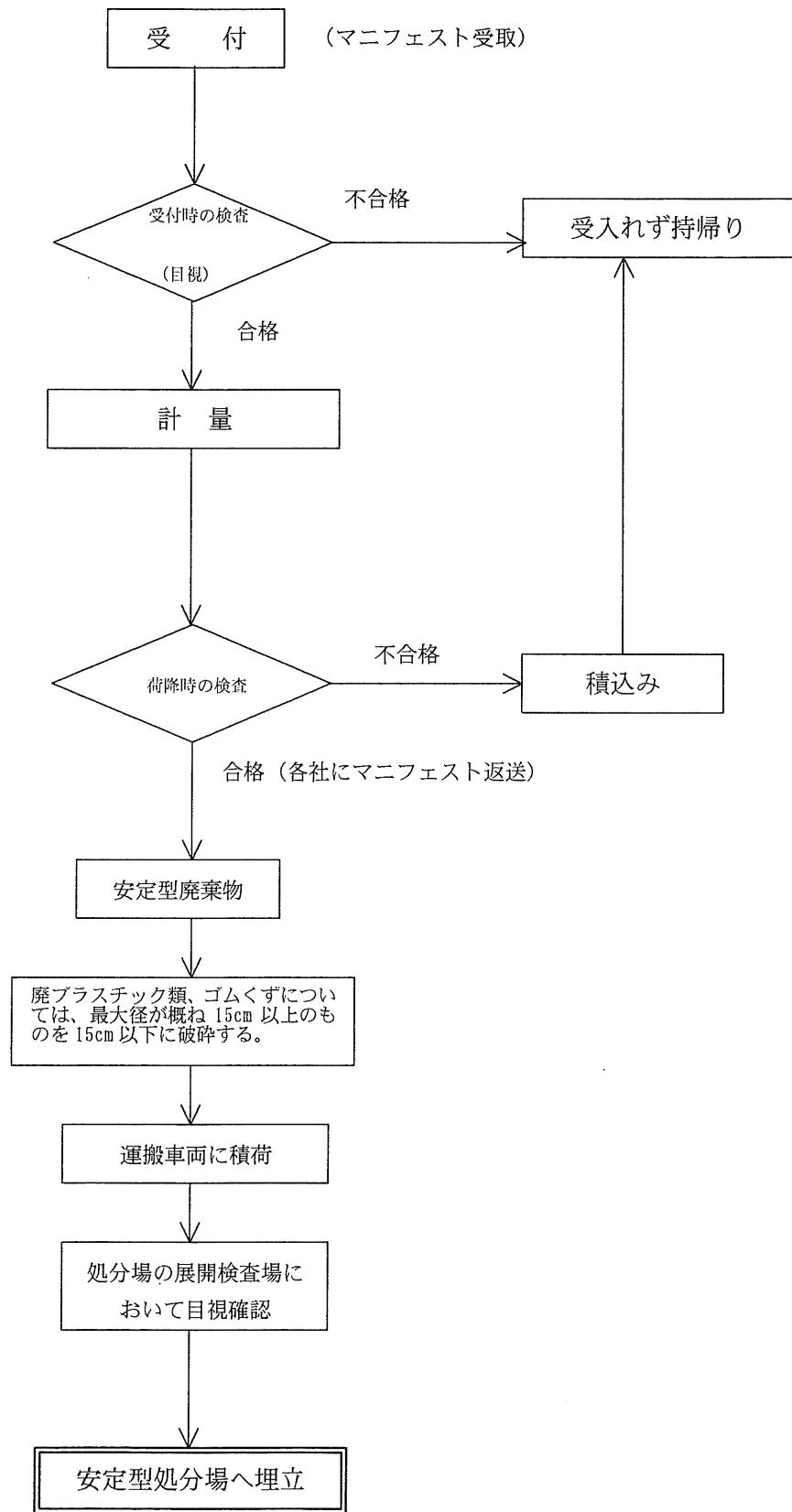
## 維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の受入方法	展開検査場で検査を行い受け入れる廃棄物の種類及び量を確認して記録する。 詳細については維持管理計画書の通り。	
	施設操業時の維持管理方法	・展開検査、埋立作業、施設管理、水質管理等についての詳細は、別添維持管理計画書の通り。  ・保有機材 ・0.7級バックホー　　3台 ・0.45級バックホー　　3台 ・小型ブル　　2台 ・小型タイヤショベル　　1台	
	施設整備	・施設の維持管理に関する点検をマニュアルに従い検査その他の記録を作成し処分場を閉鎖するまで美幌貨物自動車(株)事務所で保存する。	
	点検の頻度	・災害時(緊急時)の点検箇所については、維持管理計画書に記載してある設備の点検に関する事項内容に従って安全を確認後緊急に点検を行う。	
維持管理に関する記録及び閲覧方法	美幌貨物自動車株式会社事務所で管理、閲覧することができる 閲覧時間 平日 午前8:00～午後17:00 維持管理の記録方法:「No5維持管理計画書」のとおり		
排ガスの性状・放流水の水質等の数値	施設設計値	達成目標値	計測頻度
排ガスの性状	ばいじん( $\text{g}/\text{Nm}^3$ )		
	硫黄酸化物( $\text{Nm}^3/\text{hr}$ )		
	窒素酸化物( $\text{cm}^3/\text{Nm}^3$ )		
	塩化水素( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )		
	ダイオキシン類( $\text{ng}/\text{m}^3\text{-TEQ}$ )		
放流水の水質			

## 作業工程



## 展開検査の実施フロー



## 1. 維持管理に関する計画

### (1) 廃棄物の受入

既設管理事務所に、搬入者が産業廃棄物管理票(マニフェスト)に内容を記載の上、持参してもらい、既設のトラックスケールにて計量を行う。

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順により廃棄物受入について適切に検査を行う。

#### a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と当社における受入品目の内容を照合しさらに車上からの目視を行い、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

#### b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、既設展開検査場で廃棄物を降ろして選別し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票（P⑤-5 参照）に結果及び廃棄物の量を記載する。

### (2) 既設展開検査場での検査

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号口の規定に基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

#### a) 積載内容物の目視検査

既設展開検査場所に搬入された産業廃棄物を降ろす前に車上で目視確認を行う。目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。その結果、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎もしくは切断されていなければ破碎機により、15cm以下にしてから埋立を行う。

#### b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、重機等を用いてゴミの内容物を適切に検査して、当社の受入品目に基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎されていなければ破碎機により、15cm以下にしてから埋立を行う。

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積込みして搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物に関しては、写真撮影を行い展開検査記録票に記録し、日別の廃棄物搬入展開検査調査票の該当欄に内容を記載して保管する。

展開検査は、搬入車両ごとに行い、検査が終了するまで現地で待機するものとする。その間、次の搬入車両については受付検査まで、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、当社が産業廃棄物管理票(マニフェスト)を各社に返送し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票に検印をして、トラックにより処分場へ搬入する。

(3) 処分場の展開検査場での検査

既設の展開検査場により安定型物のみに選別された廃棄物をトラックに積み運搬し、処分場の展開検査場に降ろして安定型物以外の混入がないか目視確認してから埋立を行う。

(4) 石綿含有産業廃棄物の受入

石綿含有産業廃棄物の処理の流れを把握すること及び石綿含有産業廃棄物の最終処分場における埋立後の状況を把握する。

a) 石綿含有産業廃棄物に係る記載

排出事業者及び産業廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物に係る記載を行う。

b) 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

c) 埋立てられた位置の記録

埋立処分をするにあたっては一定の場所に分散しないようを行うとともに、表面を土砂等で覆う等、飛散又は流出しないように必要な措置を講ずる、また石綿含有産業廃棄物が埋立てられている位置を示す図面(平面図及び断面図)を作成し、最終処分場の廃止までの間保存する。

#### (4) 処分方法

##### ① 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、覆土します。

##### ② 悪臭発生防止対策

必要に応じて消臭剤の散布や覆土を適宜行い、悪臭の発生を防止します。

##### ③ 火災発生防止対策

必要に応じて覆土を適宜行い、また、火災発生時には対処しうる消火器を設置します。設置場所は、管理棟内に設置（2本）する。

##### ④ 害虫等対策

衛生害虫が発生した場合には、薬剤等による駆除又は覆土を行います。

##### ⑤ 囲い（侵入防止柵）

埋立地の全周に囲いを設け、人の立入りを防止します。囲いが破損した場合には補修、復旧を行います。

##### ⑥ 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を場内道路の入口に設置し、常に見やすい状態に保ちます。立札が汚損または破損した場合は補修、復旧を行います。

また、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えそのた必要な措置を行います。

##### ⑦ 施設の点検

土堰堤等の施設は定期的に点検を行います。また、地震、台風等の異常事態発生の場合は直後に臨時点検を行います。

##### ⑧ 周縁地下水の水質検査

安定型最終処分施設周縁の地下水を2箇所の観測井から採取し、水質検査を実施します。水質分析項目は、P⑤-11-3に示す地下水等検査項目とし、年1回以上測定して記録します。また、電気伝導率・塩化物イオン濃度は、月1回以上測定し記録します。尚、埋立処分開始前に地下水等検査項目を測定し記録する。

##### ⑨ 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水等の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。また、環境基準

を超えた場合や塩化物イオンや電気伝導率に異常があったとき及びBODが20m/lを超えたとき、網走支庁環境生活課に連絡を行います。

#### ⑩ 浸透水の水質検査

測定項目及び測定頻度については、P⑤-11-3に示す地下水等分析項目を年1回以上測定して記録します。また、埋立期間中BODは月1回以上測定し記録する。

埋立終了から廃止までは、地下水検査項目を年1回以上又、BODを3ヶ月1回以上測定して記録します。

#### ⑪ 浸透水の水質の基準不適合時の措置

浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。また、環境基準を超えた場合は、網走支庁環境生活課に連絡を行います。

#### ⑫ 記録の作成及び保存

処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量を廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとによりまとめ記録します。

施設の点検・補修等の措置や浸透水の検査等の維持管理の結果を記録します。記録の保存は、環境利害者に閲覧できるよう、現地管理事務所に閲覧場所を設け、ファイルを処分場廃止まで保管します。

#### 記録の閲覧事項

閲覧項目	閲覧図書を備え置く日
イ. 埋め立てた産業廃棄物の各月毎の種類及び数量 展開検査の各月毎の実施回数	翌月の末日までに備え置きます
ロ. 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 水質検査の結果得られた年月日 水質検査の結果	水質検査の結果得られた日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます
ハ. 摊壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます。
二. ○摊壁等の点検の結果、摊壁等が損壊するおそれがあるとみと認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ○最終処分場周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置内容 ○浸透水の水質検査の結果、基準に適合していない場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます
ホ. 展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます
ヘ. 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果得られた日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます

- 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧出来るようにします。
- 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないようにします。

⑬ 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね0.6mの厚さとします。

⑭ 閉鎖した埋立地の覆いの損壊防止

定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修・復旧を行います。

⑮ 洗車設備

埋立地にごみを搬入した車両が車体やタイヤ等に土砂やゴミを付着したまま公道へ出るのを防ぐために、移動式洗車設備によりゴミや泥を落とします。また、公道に土砂やゴミが出た時は、常駐管理者により公道の入口を清掃いたします。

⑯ その他

・搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

・常駐者管理

最終処分施設及び周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。既設事務所に常駐1名以上を配置しており、整理、整頓、清掃、清潔に徹底しています。

・作業時間の限定

作業時間は午前8時から、午後5時までとし、夜間は門扉を閉鎖します。

(5) 維持管理の点検箇所、点検内容、点検方法、点検頻度

a) 施設の点検

施設の種類	箇 所	点検頻度	点検内容
土堰堤	H=3～5m	1回/日	・土堰堤の損壊
道路	場内道路 取付道路	1回/日	・道路の損壊
雨水排水設備	U型トラフ	1回/月	・トラフの損壊 ・底泥の確認
沈砂池	1ヶ所	1回/月	・沈砂池の損壊 ・底泥の確認
柵		1回/月	・柵の損壊 ・底泥の確認
モニタリング井戸	2ヶ所	1回/月	・井戸の損壊 ・井戸の目詰まり
侵入防止柵	H=1.5m	1回/月	・柵の損壊 ・飛散物の付着
門扉	1ヶ所	1回/日	・門扉の損壊 ・施錠の確認
立札	1ヶ所	1回/日	・立札の損壊 ・表示の有無

(点検方法：目視)

また、地震及び台風等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行う。

b) 悪臭、衛生害虫等の防止

必要に応じて消臭剤や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止する。また衛生害虫が発生した場合には、薬剤等による駆除または覆土を行う。